

交通事故事件捜査等の協力に関する 協定書

一般社団法人日本自動車販売協会連合会静岡県支部（以下「甲」という。）、一般社団法人静岡県自動車整備振興会（以下「乙」という。）及び静岡県警察本部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の会員事業者に対する情報提供及び車両貸与に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が連携して自動車整備依頼者に関する情報提供を行い、もって、早期にひき逃げ及び当て逃げ事故事件の解決を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、この協定の目的を達成するため、平素から相互に情報交換を行うなど緊密な連携を保ち、それぞれの役割に応じて、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 1 丙は、県内のひき逃げ及び当て逃げ事故発生状況に関する情報を甲及び乙に提供する。
- 2 甲及び乙は、情報提供にともなって、会員事業者に対し、車両の手配を実施して丙へ手配事項の回答を促す。

（車両の貸与）

第3条 甲及び乙は、県内において重大な特異事故事件の発生の際に丙からの要請を受け、車両情報に基づいて同車種の車両を丙へ貸与する。

ただし、車両に破損が伴う虞が認められる際には、甲、乙及び丙と協議の上、甲及び乙は、車両の貸与を拒否することが出来る。

（運用上の配慮事項）

第4条 この協定は、相互に任意の協力の下に実施するものであり、特別な権利又は義務を生ずるものではない。

（守秘義務）

第5条 この協定の運用に際し知り得た秘密とすべき情報をみだらに他人に知

らせ、又は協定の目的以外に使用してはならない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

ただし、当該有効期間の満了1月前までに甲、乙及び丙より解除の申し出がない場合は、1年間有効期間を伸長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通保有する。

令和4年10月19日

甲 一般社団法人日本自動車販売協会連合会静岡県支部
支部長

大田 勝之



乙 一般社団法人静岡県自動車整備振興会
会長

前山 春彦



丙 静岡県警察本部交通部長
警視正

高橋 敏文

